

榎原市環境審議会に係る関係法令

環境基本法	榎原市環境基本条例	榎原市環境審議会規則
（市町村の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関） 第四十四条 市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。	第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策 第2節 良好な環境を保全し、及び創造するための施策（審議会） 第13条 環境基本法第44条の規定に基づき、市域における環境の保全に関する基本的事項を調査及び審議するため、榎原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。 2 審議会は、委員10人以内で組織する。 3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が規則で定める。	（委員） 第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 （1）環境に関する学識経験者 （2）市の環境に係る団体を代表する者 （3）市民を代表する者 （4）その他市長が適当と認める者 2 委員の任期は2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前項の規定に関わらず、審議会が重要な議事について調査及び審議を継続している場合に限り、市長は、相当の期間を定めて委員の任期を延長することができるものとする。ただし、1年を超えることはできない。 （会長及び副会長） 第3条 審議会に会長及び副会長を置く。 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する。 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。 （会議） 第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
榎原市執行機関の附属機関に関する条例	榎原市審議会等の設置及び運営並びに会議の公開に関する要綱	
（趣旨） 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による執行機関の附属機関の設置等については、法令又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、この条例の定めるところによる。 （設置及び担任意務） 第2条 榎原市の執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)として、別表の附属機関の欄に掲げる機関を置く。 2 附属機関が担任する事務は、別表の担任意務の欄に掲げるとおりとする。 （組織） 第3条 附属機関の委員(特別委員、臨時委員その他これらに準ずる委員を除く。)の定数は、別表の委員の定数の欄に掲げるとおりとする。 2 附属機関(法令又は他の条例の規定により設置する榎原市の執行機関の附属機関を含む。以下この項及び次条から第6条までにおいて同じ。)が担任する事務のうち、特定又は専門の事項について調査審議等をするため、分科会、部会その他これらに類する組織を当該附属機関に置くことができる。 （委員の選任基準） 第4条 附属機関の委員の選任に当たっては、次に掲げる事項に留意して行うものとする。 （1）榎原市男女共同参画推進条例(平成18年榎原市条例第4号)第9条第1項の男女共同参画の推進に関する基本となる計画に定める女性比率目標を踏まえ、委員に占める女性比率の向上に努めること。 （2）市民の意見を反映させるため、可能な限り公募による委員の選任に努めること。 （3）担任する事務に係る団体等から選任する場合は、当該団体等の長に限らず、広くその構成員の中から推薦を受けるよう努めること。 （会議の公開） 第5条 附属機関の会議は、原則として、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。 （1）法令の規定により非公開とされているとき。 （2）榎原市情報公開条例(平成10年榎原市条例第15号)第6条第1項各号の規定に該当する情報に関し調査審議等を行うとき。 （3）公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生ずると認められるとき。 （守秘義務） 第6条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その委員の職を退いた後においても、同様とする。 （委任） 第7条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。	（目的） 第1条 この要綱は、審議会等の機能の充実及び運営の効率化を図るとともに、その審議の状況を市民に明らかにすることにより、市政への市民参画の促進と公正で透明な市政の推進に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この要綱において、審議会等とは、次に掲げるものをいう。ただし、市職員で構成する内部組織、関係団体との連絡調整を主な目的とする組織、イベント等の特定の事業を実施するための実行委員会等は、除くものとする。 （1）地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関 （2）市民、関係団体、有識者(審議する事項に関し識見を有する者をいう。以下同じ。)等からの意見等を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、規則、規程、要綱等(以下「規則等」という。)に基づき設置する協議会、懇談会その他の会議 （審議会等の設置） 第3条 審議会等は、法律又は政令(以下「法令」という。)で設置が義務づけられたものを除き、その設置の必要性を十分に検討し、市民、関係団体、有識者等からの意見聴取が必要であり、かつ、これらの者から個別に意見を聴くだけでは不十分であると認められる場合に限り設置するものとする。 2 審議会等で設置期間の終期を設定できるものについては、当該審議会等の設置根拠となる条例又は規則等に当該終期を規定するものとする。 （組織） 第5条 審議会等の組織は、法令又は条例に定めがある場合を除き、次のとおりとする。 （1）委員の定数は、原則として15人以内とする。 （2）審議会等の長は、委員の互選により定めるものとする。 （委員の選任基準） 第6条 委員の選任(改選による選任を含む。以下同じ。)に当たっては、法令又は条例に定めがある場合を除き、次に掲げる事項に留意して行うものとする。 （1）年齢構成が偏らないように幅広い年齢層から委員を選任すること。 （2）市議会議員及び市職員は、原則として選任しないこと。 （3）公募による委員は、委員の定数の2割以上を占め、かつ、男女の比率が同数となるよう努めること。	（会議開催の公表） 第8条 審議会等は、会議を開催するに当たっては、会議開催予定日の1週間前(以下「開催公表日」という。)までに、会議開催について公表しなければならない。ただし、緊急に会議を開催する必要が生じたときは、この限りではない。 2 審議会等の会議の開催の公表は、インターネットの市のホームページへの掲載及び広報広聴課における閲覧の方法により行うものとする。 3 審議会等の会議の開催の公表事項は、次のとおりとする。 （1）会議の名称 （2）開催日時 （3）開催場所 （4）議題 （5）開催公表日までに公開等決定を行った場合にあっては、公開又は非公開の区分 （6）開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を公開とする場合にあっては、傍聴定員及び傍聴手続 （7）開催公表日までに公開等決定を行った場合で会議を非公開とする場合にあっては、非公開とする理由 （8）その他必要と認める事項 （会議の公開方法等） 第9条 審議会等の会議の公開は、会場に傍聴席を設け、傍聴を認めることにより行うものとする。 2 審議会等は、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、会議開催中における会場の秩序維持に努めるものとする。 （会議録の作成等） 第10条 審議会等は、会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成しなければならない。ただし、審議会等の長が、特にその必要がないと認めたものは、この限りではない。 （1）会議の名称 （2）開催日時 （3）開催場所 （4）出席者(委員及び事務局) （5）議題 （6）審議内容 （7）その他必要と認める事項 （運用状況の公表） 第11条 市長は、審議会等の会議公開の運用状況についてとりまとめ、毎年1回公表するものとする。